

## 令和4年度 第3回秩父市総合教育会議 次第

令和5年3月23日（木）15時～

秩父市役所本庁舎4階 第一・二委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 令和5年度 教育関係の主要事業について

(2) 小中学校におけるSDGs教育について

4 その他

5 閉 会

## 秩父市総合教育会議設置要綱

平成27年5月18日 制定  
令和4年4月1日 一部改正

## (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に基づき、秩父市の教育に資するため、秩父市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

## (分掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 秩父市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 秩父市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## (組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

## (会議)

第4条 総合教育会議は市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

## (意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

## (会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、別に定める手続きにより、あらかじめ市長にその旨を申し出、許可を受けなければならない。

## (議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、

その議事録を作成し、これを公表する。

- 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取したものによる議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、公表する。

(調整結果の尊重)

- 第8条 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

- 第9条 総合教育会議の庶務は、市長室総合政策課において処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 秩父市総合教育会議傍聴要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、秩父市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

## (傍聴の許可)

第3条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名、住所その他市長の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、市長の許可を受けなければならない。

## (傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴を不適當と認める者

## (禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

## (退場)

第6条 傍聴人は、市長が会議を非公開としたとき、傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

## (指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則  
(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 8 月 29 日総合教育会議決定、一部改正)  
この要領は、平成 28 年 8 月 29 日から施行する。

## 令和5年度教育関係の主要事業について

### 1 南小学校校舎大規模改造工事实施設計業務委託料 16,000 千円

#### 【教育総務課】

学校施設長寿命化計画に基づき、南小学校校舎の大規模改造工事に伴う実施設計業務委託。

(防水、外壁、建具、内装、電気・機械設備等の全般改修)

### 2 尾田蒔中学校体育館大規模改造工事实施設計業務委託料 7,500 千円

#### 【教育総務課】

学校施設長寿命化計画に基づき、尾田蒔中学校体育館の大規模改造工事に伴う実施設計業務委託。

(防水、外壁、建具、内装、電気・機械設備等の全般改修)

### 3 入学準備品購入補助金 19,250 千円【学校教育課】

子育て支援のため、令和6年度小学校入学児童に対し、令和5年度小学校入学児童同様に、ランドセル購入費補助金(上限5万円)を支給する。

・負担金補助及び交付金 19,250 千円

### 4 旧荒川幼稚園解体工事【新規】 34,199 千円【学校教育課】

旧荒川幼稚園の閉園に伴い、園舎である旧幼稚園の建物を解体するとともに、地権者との契約に基づく土地を現状である畑に復して返還するための外構工事を実施する。

## 5 学校給食費の公会計化 279,973 千円【保健給食課】

教職員の事務負担軽減、会計の透明化を目指し、令和 5 年度から学校給食費の公会計化を行う。

- ・報酬他 2,561 千円 ・消耗品費 66 千円 ・印刷製本費 165 千円
- ・賄材料費 275,066 千円 ・口座振替手数料 523 千円 ・電算機保守委託料 12 千円
- ・電算機使用料 1,580 千円

## 6 文化財所管管理事業 8,690 千円【文化財保護課】

劣化が進んだ県指定有形文化財「萩平歌舞伎舞台」の屋根を茅で葺き替える工事を実施する。(2か年事業の初年度)

- ・工事請負費 8,690 千円

## 7 地域教育力活用モデル事業 4,251 千円【教育研究所】

令和 7 年度に秩父ミューズパークを会場に開催される「全国植樹祭」に向けて、市内小中学校において緑化教育の活動推進を図るため。

令和 5 年度に市内小中学校 21 校が「緑の少年団」に登録し、公益社団法人埼玉県緑化推進委員会より 1 校 100,000 円以内で助成金の交付を受ける予定である。また、令和 7 年度の部活動地域移行にむけて、令和 5 年度に部活動地域移行のための推進協議会(仮称)を組織する。そのための委員等の報酬を計上している。

- ・緑の少年団活動助成金 2,100 千円
- ・報酬 (仮称)部活動地域移行推進協議会委員謝礼 290 千円

学校でのSDGsへの取組について

SDGs(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))の略称

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために定めた2030年までの17の目標、169のターゲット、232の指標が決められている。(裏面参照)

SDGsと学校教育

持続可能な社会の創り手を育成するESD(Education for Sustainable Development)

⇒ 持続可能な開発目標(SDGs)を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献

中教審答申

「持続可能な開発のための教育(ESD)は次期学習指導要領改訂の全体において基盤となる理念」

学習指導要領

全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成について記述

教育の実践にあたり (持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引より)

○どのように学ぶのか

「主体的・対話的で深い学び」の視点 主体的な学びの機会を充実、協同的な学び

○何ができるようになるのか

学びを活かし、様々な問題を「自分の問題」として行動する実践する力の育成

○どのように取り組むのか

学校経営方針に位置付け、学校全体として組織的に取り組む、指導計画に位置付ける

秩父市の学校におけるSDGsの主な取組事例

目標番号	実践内容	学校名
2	食品ロスへの取組み 給食委員会の活動 残食調べ「ぺろりん賞キャンペーン」	吉田中
3.10.11	総合的な学習の時間5年 「みんながよりよく暮らせる地域にしよう」点字・車椅子・アイマスク・シニア体験などを通して、福祉のまちづくりを考える	花の木小
3.6.11.15	総合的な学習の時間4年 ホタルを守る環境 福祉体験学習	吉田小
5	女子の制服に係る校則の見直し 女子制服にスラックスを導入 性的マイノリティーへの配慮と寒さ対策 令和5年度より施行	秩父第一中
7.9.12	技術・家庭 2年生 学習課題:「持続可能な農業で食料問題を解決しよう」 ねらい:どのような技術で解決に向かったらよいのかSDGsの視点を取り入れた授業を展開	大田中
12	・生徒によるリサイクル運動(月1回)段ボール・新聞紙、アルミ缶のリサイクル →リサイクル持参時に、エコバッグを使用。	高篠中
2.12	学級活動1年 「たのしい給食」 野菜について知り、残さず食べ、食品ロス対策へつなげる	高篠小
10.16.17	学校行事1～6年「愛の石記念集会」心ほっかりこ活動や、絆を深める標語をつくる活動などを通して、学校や地域への愛情を深めたり、他者との絆を深めたりする。	影森小
1.2.4.10 13.15.16	家庭科 3年持続可能な消費生活幼児のおもちゃ選びを通して(フェアトレード・WWFなど)	影森中
11.15	総合的な学習の時間4,5年 テーマ「秩父の木材利用について調べよう」	荒川東小
14	地域の自然について調べ、山や川にどんな生き物が住んでいるかなど、実際に川へ行くことで川の様子について詳しく調べる	尾田蒔小
4.6.9 13.14.15	単元「地球社会と私たち」「地球と私たちの未来のために」(3年社会・理科) (地方自治・食物網・食物連鎖・外来生物について学ぶ)	荒川中
11	総合的な学習の時間5年 テーマ「名人さんに学ぶ」 ねらい:地域の方とのふれあいをとおして、趣味が生活を豊かにし、生きがいにつながる	原谷小
10	いじめ撲滅宣言や人権メッセージ等を作成し、掲示している。	秩父第二中
12	学校行事 全校 西小まつり「蜜蝋キャンドル作り体験・ミツバチと環境の話」	荒川西小
1.3	委員会活動 高学年 「ペットボトルキャップ集めから、世界へ」世界で十分な医療を受けられなかったり、貧困で苦しんでいたりする人々がいることを知り、これに対して私たちができることについて考えた。	南小



全項目	総合的な学習の時間 3年 課題に対してタブレットでレポートを作成(2学期) クラスでレポートの読み合い(3学期)【課題】あなたは国務大臣の一人です。総理から SDGs推進 担当に任命され12月までに、SDGsの目標からテーマを1つ選び、日本としての課題は何か、目標 を達成するための方策について、「データとあなた自身の考え」を含めて報告書を提出しなさい。	尾田蒔中
11	クラブ活動 4・5・6年「郷土芸能クラブ」地域の方を講師に招いてお囃子の太鼓を教わること で、地域の伝統文化に親しみ、継承していこうとする態度を養う。	秩父第一小
11	総合的な学習の時間 3年「ステゴビルの観察」県指定天然記念物の群生を観察し、地域の特色や 地域の人とのふれあい	久那小
11.12.15	総合的な学習の時間 5年「探検！ 発見 秩父の自然」 教科横断的な視点で宿泊学習を行うプログラムを今年度実施した。今回の宿泊学習の体験は SDGsにつながっていることを学んだ。大滝の自然に触れ、その木材を薪割り体験し、夕食のカレ ー作りの薪に使用し、つくる責任、つかう責任を意識した	西小
13.14.15	6学年 理科「地球に生きる」 身の回りで起こっている様々な環境問題を調べて発表し、自分たちにできることをまとめ、日々の 生活の中で実践する。	大田小

## SDGs(エス・ディー・ジーズ) 17 の目標

- 目標 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 目標 2 飢餓をゼロに
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 目標 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
- 目標 6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
- 目標 7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
- 目標 9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
- 目標 10 国内および国家間の不平等を是正する
- 目標 11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
- 目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標 14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標 16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
- 目標 17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する